

四日市NPO協会規約

1 目的

四日市NPO協会（以下「協会」と称する）は、四日市市内のNPOが連携することによって、NPOの力量向上と社会的影響力の強化を図るとともに、市民が行う自由な社会貢献活動を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

注）NPO＝民間非営利公益団体

2 事業

「協会」は目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 四日市市なやプラザと連携したNPOを支援する事業
- (2) NPOの発信力を高める事業
- (3) NPOの政策提言力を高める事業
- (4) 地縁団体との連携による力強い市民セクターの形成に資する事業
- (5) 市民セクターの基盤を強化する事業

3 会員

- (1) 四日市市内で活動するすべてのNPOは、規模の大小、法人格の有無にかかわらず正会員になることができる。
- (2) 会員は正会員（団体）、賛助会員（個人、団体）の2種類とする。
- (3) 会費は運営委員会の議決により別に定める。

4 総会

- (1) 総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。
- (2) 通常総会は少なくとも年1回行う。臨時総会は運営委員会が必要と認め、召集の決定をした時に行う。
- (3) 総会は正会員をもって構成する。
- (4) 正会員の各団体は、規模の大小にかかわらず、総会において1票の権限をもつ。
- (5) 総会の定足数は、正会員総数の2分の1とする。
- (6) 総会は以下のことについて議決する。
 - ① 規約の変更
 - ② 解散
 - ③ 合併
 - ④ 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - ⑤ 事業報告及び活動決算
 - ⑥ 運営委員の選任及び解任
 - ⑦ 事務局団体の決定
 - ⑧ その他運営に関する重要事項

5 運営委員会

- (1) 「協会」は、四日市市内のNPOによる運営委員会によって運営される。
- (2) 運営委員は、各NPOを代表する1名とする。
- (3) 運営委員は代理を認める。

- (4) 運営委員会は委員の互選により、会長及び副会長を選出する。「協会」の会長及び副会長は、運営委員会の議長・副議長を兼ね、その任期は2年とする。
- (5) 運営委員会は、「協会」の目的を達するため、定例の会合をもつ。
- (6) 各委員は1票の投票権をもつ。意見が分かれる場合は、単純多数決で決する。可否同数の場合は議長が決する。
- (7) 定足数は運営委員総数の2分の1とする。
- (8) 運営委員会は公開とする。また議長の判断により、傍聴者は意見を述べることができる。
- (9) 運営委員のうち1名を監事とする。

6 資産及び会計

- (1) 「協会」の資産は次に掲げるものをもって構成する。
 - ① 会費
 - ② 寄付金品
 - ③ 事業に伴う収益
 - ④ 財産から生じる収益
 - ⑤ その他の収益
- (2) 「協会」の事業計画及び活動予算は会長が作成し、総会の議決を経なければならない。予算作成後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、予算の追加または修正をすることができる。
- (3) 「協会」の事業報告及び活動決算は、毎事業年度終了後会長が作成し、幹事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。剰余金が出た場合は、次年度に繰り越すものとする。
- (4) 「協会」の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

7 所在地

「協会」の所在地は、事務局団体の住所に置く。

8 事務局

- (1) 「協会」の運営のため事務局を設置する。
- (2) 事務局は、当面は四日市市諏訪栄町3-4 NPO法人市民社会研究所に置く。
- (3) 事務局は「協会」の事業の記録、会計等のほか運営委員会に係る事務を行う。

9 規約の変更

- (1) この規約は毎年見直すものとする。
- (2) この規約の変更は、運営委員会の3分の2以上の賛成を必要とし、総会の承認によって確定する。

(附則)

この規約は、2024年1月25日から施行する。

この規約は、2025年5月28日から施行する。